

文化財保存及び保護に関する補助金等交付要綱

平成 13 年 4 月 2 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財の保存及び保護に関する補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和 42 年鳥取市規則第 11 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、文化財の適正な保存管理とその活用を図るための事業に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(補助金対象事業)

第 3 条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、県及び市指定文化財国登録文化財（以下「指定文化財」という。）、国登録文化財の保存及び管理に関する事業
- (2) 文化財の保護啓発に関する事業

(補助金対象事業者)

第 4 条 本補助金の対象となる者は、指定文化財及び国登録文化財の所有者及び文化財の保護啓発のための事業を行う団体とする。

(補助金対象経費)

第 5 条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定文化財及び国登録文化財の保存修理に係る経費
- (2) 指定文化財の管理に係る経費
- (3) 文化財の保護啓発を目標として行う研修会等の経費

(補助金の算定等)

第 6 条 本補助金は、補助対象経費の額（本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その額を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、前条第 3 号の経費については、20 万円を限度とする。

(雑則)

第 7 条 この要綱の定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。